

鶴岡市農業委員会第17回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和4年 4月12日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室		
出 席 農業委員	1 番 石井 光明 4 番 佐藤 みほ 7 番 高橋 好博 10 番 佐久間 豊	2 番 渡部 長和 5 番 工藤 久子 8 番 金野 匡良	3 番 小林 義一 6 番 大沼 恒司 9 番 新館 登
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 4 番 井上 佳奈子 7 番 高橋 聡 11 番 佐々木 貢昌 15 番 清野 吉喜	2 番 石川 守 5 番 碓氷 伸 9 番 高橋 文雄 13 番 伊藤 由紀子	3 番 齋藤 功 6 番 齋藤 力 10 番 前田 浩 14 番 亀井 龍夫
遅 参 委 員	10 番 前田 浩推進委員		
早 退 委 員	なし		
欠 席 委 員	8 番 丸山 伸一推進委員 12 番 鈴木 聡推進委員		
事 務 局	局長 佐藤 友志 主査 原田 和泉 主事 齋藤 柊士 羽黒分室主事 梅木 智康 朝日分室主査 若生 文子	局長補佐 池原 政志 調整主任 金内かんな 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主任 井上 聖	主査 坂田 英勝 主事 佐藤 穂高
議 事 日 程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会 		
	開 会 午前 9 : 3 0		
議 長	<p>本日、欠席の委員は、8 番 丸山伸一推進委員、12 番 鈴木聡推進委員より、遅参は 10 番 前田浩推進委員より届出がなされています。定足数に達しておりますので、ただ今より第 17 回東部農地部会を開会いたします。</p> <p>はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。</p>		
	(異議なしの声あり)		
議 長	<p>異議ないものと認め、議事録署名委員を 3 番 小林義一委員と、4 番 佐藤みほ委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>		

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説明)《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説明)《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
議長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。5番 工藤久子委員、お願いいたします。
5番委員	5番 工藤です。藤1から6について報告いたします。受け手はどちらも認定農業者であり地域で頑張っておられる方々です。出し手3名が貸し付けていた方が亡くなった為、代わりに耕作することになったもので、農地法第3条第2項の各号のいずれにも該当しないことをご報告いたします。
議長	8番 金野委員お願いいたします。
8番委員	8番 金野です。13ページの羽1の案件につきましては、先ほど説明にありましたように先月審議していただいた一体利用農地を受けましての所有権移転です。3条第2項の各項には該当していないことを確認しております。それから、15ページの羽2に関しての報告ですが、4月5日午後3時より、齋藤委員、丸山委員、新館委員、私と事務局、合計6名にて現地を確認しました。この農地は丸山畜産に隣接している農地であります。丸山畜産さんは農地所有適格法人にもなっておりまして、農地法第3条第2項の各項に該当しないことを確認いたしました。以上です。
議長	ありがとうございます。9番 高橋推進委員。
9番推進委員	<p>9番 高橋です。13ページの櫛1の案件ですけれども、4月6日午後5時より、事務局1名、佐久間委員、私と3人で現地を確認して参りました。財産整理のため、耕作者である受け手に所有権移転を請うものです。受け手は認定農業者で、田では水稲とそばを、畑では菊や季節野菜などを作付けしています。現地の確認をいたしましたけども何も問題なく、管理されていたことを報告します。以上、農地法第3条第2項の各項に該当しないことを報告いたします。</p> <p>また、15ページに関しまして、櫛2、櫛3、櫛4、櫛5の報告をいたします。櫛2につきましては、出し手が高齢であるため、親戚関係にある受け手に柿畑を貸す</p>

	<p>ものです。受け手はそばと柿を栽培しております。櫛3につきましては、経営者の■■■氏から子の■■■氏へ経営移譲するものであり、すべての農地がきちんと耕作されています。■■■■氏も経営移譲しており、移譲年金受給継続のため書面も名義も農地も合わせて■■■氏に使用貸借しております。櫛4も同じであります。</p> <p>次、櫛5の案件ですけれども、父親の農業経営を一部継承して、新規就農を行なうものです。農地には既存のガラスハウス3棟があり、パプリカ栽培を行う計画になっております。いずれにつきましても、農地法第3条第2項の各項には該当しないことを報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。では、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続きまして、議案第2号 一体利用農地等の指定届出について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《議案第2号 一体利用農地等の指定申出について》</p>
議 長	<p>ありがとうございます。これは一体利用農地等の指定申出についての案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いいたします。8番 金野委員お願いいたします。</p>
8 番 委 員	<p>8番 金野です。今の案件につきまして、現地調査の報告をいたします。4月5日午後3時より齋藤委員、丸山委員、新館委員、事務局2名と私の計6名で現地を確認して参りました。付近見取図から見てもお分かりかと思いますが、住宅の脇を通らないとこの畑には侵入できません。今までは、その家が空き家になっておりましたので、耕作者の阿部農園さんは、所有者に許可を得まして、その脇を通過し、畑を管理していたようです。現状はきれいに管理されており、農地としては良好でした。今後はこの申出人の■■■さんが農地を一体利用するということでの許可の申請になっておりますが、進入路に関して、家の脇しか通れないということで、一体利用が適格ではないかと判断して参りましたので、報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第2号 一体利用農地等の指定申出について、賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第2号 一体利用農地等の指定申出については原案通り決しました。続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》</p>

議 長	これは、5 条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。高橋委員。
9 番推進委員	高橋です。4 月 6 日に午後 5 時より事務局 1 名、佐久間委員、私と 3 人で現地確認してまいりました。現見取図を見ますと、集落の真後ろの農地から砂利を採取するという事です。櫛 2 は、運搬路として活用。櫛 1 に関しましては、家などがかなり並んでおりますので、その宅地から 5 メートルほど離れたところから採掘するという事でした。また自治会区長さんより同意書もいただいておりますし、その他各団体の方々からも同意書をいただいていたこともあり、何ら問題ないと報告いたします。
議 長	ありがとうございます。 それでは、審議には入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 高橋委員お願いいたします。
7 番推進委員	7 番高橋です。今の説明で宅地から 5 メートル離れると良い、承諾書ももらっているという話ですが、砂利採取に関しては土地から何メートル以上離れなければならないという規則があったと思うのですが、その辺の説明をお願いします。
議 長	事務局の方お願いします。
事 務 局	ただ今のご質問ですが、お調べして回答したいと思います。こちらの案件につきましては、県の許可を受けての事業となっております。その部分では、条件等クリアしていると認識しておりますし、鶴岡市の砂利対策協議会でも、櫛引地域の方からもご意見が出ておまして、宅地に近いということでございます。万が一地下水等に影響がある場合は、まず採取をストップしてそれについては原因を究明したうえで、採取を再開するというようなことで地元の方と覚書をかわしているということでございます。改めてご報告をいたしたいと思っております。
議 長	他にございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) について》
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画書 (案) について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画書 (案) については原案通り決しました。続きまして、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について》

議 長	それでは審議にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については、原案通り、決しました。 以上で本日の審議はすべて終了いたしました。
事 務 局	(説 明) ≪議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について≫
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第5号農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第5号農用地利用集積計画(案)の決定については、原案通り決しました。以上で本日の審議はすべて終了いたしました。
	閉 会 午前 10:10
議 長	<p>議 長 _____ 佐久間 豊</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 小林 義一</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 佐藤 みほ</p>